

## チーム徳之島 会則（平成 28 年度）

### （名称）

第 1 条 この団体は、チーム徳之島と称する。

### （事務所）

第 2 条 この団体の事務所は、東京都港区北青山 3-5-6-3F-P-A11 に置く。

### （目的）

第 3 条 この団体は、鹿児島県大島郡・徳之島の海民俗文化を研究し、継承していくことを目的とする。

### （事業内容）

第 4 条 この団体は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を実施する。

- ① 地域年間行事に沿った企画立案及び開催運営
- ② その他本会の目的を達成するために必要な事項

### （入会）

第 5 条 会員の入会に関しては、特に条件を定めない。

### （会費）

第 6 条 この団体の会費は特に定めない。

### （退会）

第 7 条 会員は自己の都合により退会することができる。

### （役員）

第 8 条 この団体に次に定める役員を置く。

- |     |     |
|-----|-----|
| 代表  | 1 名 |
| 事務  | 2 名 |
| 監査役 | 2 名 |
| 会計  | 1 名 |

### **(役員の職務)**

第9条 代表は会務を総理し、その業務を統括する。

2. 事務は、この団体の事務全般を担当する。
3. 監査役は、この団体の業務および財産の状況を監査する。
4. 会計は、この団体の会計業務を担当する。

### **(運営会)**

第10条 運営会は、役員をもって構成する。

### **(事業報告書および決算)**

第11条 事業終了後1ヶ月以内に事業報告書、収支予算書を作成し、  
会員の承認を得なければならない。

### **(事業年度)**

第12条 この団体の事業年度は平成28年1月1日から平成28年12月31日  
までとする。

### **(その他)**

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### **付 則**

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。